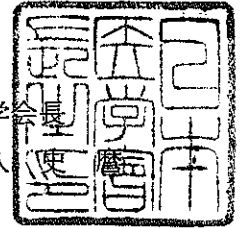


医学会発第 19 号  
平成 19 年 12 月 7 日

日本医学会分科会理事長 会長 殿

日本医学会長  
高 久



「血液製剤の使用指針」の一部改正について

厚生労働省医薬食品局長から平成 19 年 11 月 28 日付の文書をもって、本職に「血液製剤の使用指針」の一部改正について、周知の依頼がありましたので、お知らせ申し上げます。  
貴会の会員に周知徹底のほどよろしくお願い申し上げます。



薬食発第1128002号  
平成19年11月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液製剤の使用適正化については、平成17年9月6日付け薬食発第0906002号厚生労働省医薬食品局長通知「「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の改定について」の別添2「血液製剤の使用指針」により示してきたところである。

今般、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項に基づき、平成19年11月13日付けで、日本赤十字社が製造販売する人血小板濃厚液について、その有効期間を72時間以内から4日間にする事とする承認事項の一部変更承認がなされたことに伴い、「血液製剤の使用指針」の一部を下記のとおり改正したので、御留意の上、貴管内の医療機関及び関係団体、日本赤十字社血液センター及び市町村に対し、周知徹底をお願いします。

記

1 改正の内容

参考16中「有効期間は採血後72時間以内である。」を「有効期間は採血後4日間である。」に改める。